

マネックスFX取引所外国為替証拠金取引規定

第1条(本規定の目的)

本規定は、お客様が株式会社マネックスFX(以下、「当社」といいます。)のインターネットを利用して行う取引所外国為替証拠金取引(以下、「本取引」といいます。)についての基本的事項に関する取り決めです。

2 お客様は、本取引を行うにあたっては、本規定のほか、「取引所外国為替証拠金取引口座設定約諾書」、関係法令諸規則、当社の各規定、および取引ルール等を遵守するものとします。

3 本規定における用語については、本規定で定義されるものを除き、マネックスFXの「取引所外国為替証拠金取引ルール」および当社ホームページに掲載されている「用語集」の規定に従うものとします。

第2条(確認書の差入れ)

お客様は、本取引を行うにあたって本規定の内容を承諾し、「取引所外国為替証拠金取引説明書」、「取引所外国為替証拠金取引ルール」の内容や本取引の特長、リスクおよび仕組み等に関する内容を十分に把握・理解し、お客様の判断と責任において取引を行うことを確認するものとします。ついては、お客様はこれを証するものとして当社に取引所外国為替証拠金取引に関する確認書(以下、「確認書」といいます。)を差入れる(電磁的方法を含む)こととします。

第3条(取引口座開設)

1. 証拠金および決済等、本取引に関するすべての金銭の授受および残高等の管理は、お客様が当社に開設する取引所外国為替証拠金取引口座(以下「本取引口座」といいます。)により行われるものとします。

2. お客様は、当社所定の申込書を提出することにより、本取引口座の開設を申込みます。本取引口座の開設にあたっては、お客様は本人確認書類に記載されているものと同一の住所・氏名を使用するものとします。

3. お客様の本取引口座開設にあたっては、当社の規定に従って審査を行い、審査結果次第ではお客様の口座開設をお断りする場合があります。なお、審査の結果、本取引口座の開設が出来ないと当社が判断した場合の理由は一切開示しないものとします。

4. お客様は、次に掲げる各号すべてに該当する場合に、本取引口座の開設が出来るものとします。

(1) 日本国内に居住し、年齢が満20歳以上、かつ民法に定める制限能力者ではない個人であること。

(2) 本規定、「取引所外国為替証拠金取引説明書(契約締結前交付書面)」および「取引所外国為替証拠金取引ルール」のすべてに同意いただけること。

(3) 取引に内在するリスクを十分に理解し、ご自身の責任と判断において本取引を利用いただけること。

(4) インターネットを利用できる環境にあること。

(5) 当社よりお客様への、電子メールおよび電話での連絡が確実にとれること。

(6) 当社から交付された日本語による取引報告書その他の書面の記載内容が理解できること、および日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に全く支障がないこと。

(7) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める「疑わしい取引」を行おうとする者ではないと見なされること。

(8) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等またはこれらに準ずるもの、またはこれらであったものではないと見なされること。

(9) 以下の行為を行う恐れがないこと。

① 第8号に掲げるものと標榜する行為

- ② 名誉または信用を毀損する行為
 - ③ 詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いる行為
 - ④ 業務を妨害する行為
 - ⑤ 違法行為または法的な責任を超えた不当要求行為
- (10) 金融先物取引業務に従事する従業員でないこと。
- (11) その他当社が定める要件。
5. お客様が本取引口座から出金し、資金を受け取る際のお客様の銀行等金融機関の口座は、あらかじめ当社にお届けの本人名義の日本国内所在の金融機関口座に限るものとします。

第4条(取引方法)

お客様は、本取引の注文等をインターネット上の本取引にかかる当社のサイトまたは当社が提供するソフトウェアから行うことができるものとし、システム障害が発生した場合も含めて、電話、ファクシミリ、電子メールその他の方法により行うことはできません。ただし、当社が必要と認めた場合は除きます。

第5条(取引注文等の取次等)

お客様は、当社が本取引に関する注文を大阪証券取引所(以下、「取引所」といいます。)に取次ぐこと、または本取引に関連する業務を取引所に委託することにつき、あらかじめ同意するものとします。

第6条(取引時間)

お客様の当社への本取引の委託は、当社が別に定める取扱時間内に行うものとします。

2 お客様は、取引所における本取引の立会時間内であっても、当社の取扱時間外となったことにより本取引の委託ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第7条(取引の諸条件、売買注文の指示、取引手数料等)

本取引に関する次の各号の事項は、当社が定めるものとします。また、当社は、システム障害、その他当社が必要と認める場合、予告なく、これらの事項を変更、制限することができるものとします。

(1) 取引できる通貨ペア、数量、建玉

(2) 注文の有効期間、内容、執行の条件・方法等、取引にかかる諸条件

2 お客様は、本取引の注文を行うときは、前項により定められた範囲内で、通貨ペア、売買の種類、取引数量、その他当社が定める必要な事項を指示するものとします。お客様の注文が約定した場合、当該注文がお客様の手違いによるものであっても、当該注文および約定を取り消すことはできません。また、これに関して当社は一切責任を負いません。

3 お客様は、本取引の注文が約定した場合、当社が別途定める取引手数料、その他の諸経費を当社に支払うものとします。取引手数料は、当社の判断で変更することができるものとします。

4 本条第1項の変更、制限についてはお客様の取引状況等により、当社の判断で予告なく個別のお客様に対して実施することがあります。

5 前各項に係わらず、取引所は、注文制限等を行う場合があります。

第8条(注文・建玉の数量)

お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量は、お客様が預託した証拠金の範囲内に限り、かつ当社の定める最大数量の範囲内に限られるものとします。

2 お客様の建玉の上限数量は、当社が別に定めるものとします。

第9条(売買注文の執行)

お客様が当社に発注された売買注文が、次に掲げる項目のいずれかに該当する場合、当社は、当該注文の執行を行わないものとします。ただし、当社が必要と認める場合はこの限りではありません。

- (1) お客様の本取引口座における証拠金の金額が不足する場合
- (2) お客様の売買注文の内容が本規定または当社の定める本取引に関する取決め等に違反する場合

第10条(売買注文等の照会)

お客様は、自己の売買注文等の取引の内容を照会する場合は、本取引に係るシステムを利用するものとします。

第11条(注文の取消・変更)

お客様は、発注した売買注文の取消・変更を行う場合は、当社が定める時間の範囲内に限り、本取引に係るシステムを利用して、当該取消・変更ができるものとします。

第12条(証拠金の預託)

本取引の建玉1 単位あたりの証拠金額は、取引所が計算する証拠金基準額(注)をもとに1.0 倍から1.5 倍の範囲で当社が定める額とします。

- 2 お客様は、同一通貨の組合せで売建玉と買建玉のうち数量の多い方の建玉に、前項で定めた建玉1 枚あたりの証拠金基準額を乗じた額以上の金銭を、必要証拠金として当社に預託するものとします。
- 3 お客様が預託した本取引に係る証拠金について、お客様は、本取引を開始してから決済を完了するまでの期間を通して、当社が定めるお客様の取引に係る必要証拠金を常に維持するものとします。
- 4 証拠金は全額現金とします。

(注)取引所が計算した建玉1枚あたりに必要な証拠金額で、市場の変動状況をもとに週の最終取引日の立会終了後に計算し、計算日の翌々週の週初から適用されます。通貨ペアごとに異なります。

第13条(注文の確認、取引の報告等)

お客様は、本取引の注文を行った場合、注文後24 時間以内に、本取引に係るシステムの画面により、注文が適切に実行されたことを確認するものとします。お客様がこの確認を行わなかった場合、当社は注文の適切な実行がないことによる責任を免除されることに、同意していただきます。

- 2 お客様は、取引報告、当社からお客様への通知、その他の情報は、本取引に係るシステムの画面に表示することによりお客様に提供されることに同意していただきます。また、お客様は、かかる情報を入手可能になったとき、または知り得べきときから48 時間以内に当社に対し承諾しない旨を通知しない限り、承諾したものとみなされることに同意していただきます。

第14条(口座の管理、口座の不一致)

お客様は、お客様の本口座の状態を本取引に係るシステムの画面において管理するものとします。

- 2 お客様は、お客様の本口座の状態に不一致がある場合、不一致の発見から合理的な期間内に、この不一致を是正するために妥当な最善の措置を講じることに同意していただきます。当該不一致が当社のみ責任に帰すべき事由によるものである場合でも、お客様が前記の措置を講じなかったときは、当社はその責任を免除されることに、同意していただきます。

第15条(証拠金の返還)

お客様の本口座の証拠金額が当社の定める必要証拠金の額を上回っている場合、お客様は、当社の定めに従い、その超過額の全部または一部の返還を当社に請求することができるものとします。

第16条(決済、ロールオーバー)

お客様は、保有する建玉を決済するために必要な反対売買の注文を行うことによって、差金を確定するものとします。なお、お客様は、保有する建玉について、かかる通貨の引渡しを請求することはできません。

2 反対売買を行った際の決済代金の授受は、為替差金の累計額(引直差金、更新差金、決済差金、スワップポイントの累計額をいい、以下、「決済損益額」といいます。)を、証拠金残高に反映させることにより行います。証拠金の授受は、当該反対売買を行った取引日の翌々日(取引日の翌日および翌々日が日本の銀行休業日にあたる場合は順次繰り下げる)に行います。

- (1) 清算数値: 当日の立会終了前の取引価格から取引所が決定する数値。
- (2) ロールオーバー: 反対売買されず立会終了時間を迎えた建玉は、翌取引日に引き継がれますが、このことをいいます。
- (3) 基準通貨: 各通貨ペアの損益の算出基準となる通貨。USD/JPY の場合は日本円。EUR/USDの場合は米ドル。
- (4) 引直差金: 当日に約定した建玉のロールオーバーが行われた場合の、当日の清算数値と約定数値の差から計算する損益額(※)。
- (5) 更新差金: 前日にロールオーバーした建玉が当日もロールオーバーが行われた場合の、当日の清算数値と前日の清算数値の差から計算する損益額(※)。
- (6) 決済差金: 当日の新規約定を当日中に反対売買した約定について、反対売買時の約定数値と当初の約定数値の差から計算する損益額(※)。
- (7) スワップポイント: 当日にロールオーバーが行われた場合、通貨間の金利差に相当する金額(※)。

※ 非対円通貨ペアの場合は当該数値差に、基準通貨に係る対円通貨ペアの当日の清算数値を乗じて円価換算した額。

第17条(期限の利益の喪失)

各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社に対する本取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

- (1) 支払いの停止または破産手続開始、再生手続開始の申立てがあったとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) お客様の当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
- (4) お客様の当社に対する本取引に係る債務について差入れている担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき。
- (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき。
- (6) 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となったとき。
- (7) お客様の取引について、ご本人以外の第三者が行っていると当社が判断した場合。
- (8) お客様が海外に居住されていると当社が判断した場合、または当社がお客様と連絡が取れなくなったと判断した場合、あるいはお客様が死亡したことを当社が確認した場合、または意思能力を失ってその回復の見込みがないと当社が判断するに相応な事実が判明した場合。

2 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社の請求によって当社に対する本取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することものとします。

- (1) お客様の当社に対する本取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
- (2) お客様の当社に対する債務(本取引に係る債務を除く。)について、差入れている担保の目的物について差押または競売手

続の開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含む。)があったとき。

(3) お客様と当社との本規定またはその他一切の取引規定のいずれかに違反したとき。

(4) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

(5) 第19条各項に該当したことにより本口座が解約されるとき。

第18条(強制反対売買)

お客様が、前条第1項各号のいずれかに該当したときは、お客様が当社に設定した本取引口座における全建玉につき、必要な反対売買(これらの委託を含む。)を、お客様の計算において当社が任意に行うことができるものとします。

2 お客様が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、本取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、取引所の規則により、当該遅滞に係る建玉を決済するために必要な反対売買を、お客様の計算において当社が任意に行うことができるものとします。

3 お客様が前条第2項各号のいずれかに該当したときは、当社の請求により、当社の指定する日時までに、お客様が当社に設定した本取引口座を通じて処理される全建玉を決済するために必要な反対売買を、当社に委託して行う(前項の規定により当社が反対売買を行う場合を除く。)ものとします。

4 前項の日時までに、反対売買の委託を行わないときは、当社が任意に、お客様の計算において建玉を決済するために必要な反対売買を行うことができるものとします。

5 お客様の建玉について、相場の変動等によって生ずるお客様の損失を限定することを目的として、あらかじめ当社と同意して設定した条件に該当することとなったときは、お客様が当社に設定した本取引口座を通じて処理される全建玉を決済するために必要な反対売買を、当社が任意にお客様の計算において行うことができるものとします。

6 前各項の反対売買を行った結果損失が生じた場合には、当社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。

7 強制反対売買の措置により生じた損害について、当社は一切その責を負わないものとします。お客様が、所定の期日までに第17条の残債務の弁済を完了しない場合は、当社は、お客様が本取引口座外で当社に預託している現金を当社の任意でお客様の計算において処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

8 やむを得ず強制反対売買等の措置に至った場合には、お客様の「本取引口座」は清算のうえ閉鎖させていただく場合があります。

第19条(本取引の利用制限)

お客様が法令諸規則、本取引規定その他当社規定等または「取引所外国為替証拠取引口座設定約諾書」の規定に違反したときまたは当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社は、直ちにお客様の本取引を制限、禁止することができるものとします。

2 お客様の取引状況により、お客様が不公正な取引を行うことを目的として本取引口座を利用していると当社が判断した場合、当社は直ちにお客様の本取引の利用を制限、禁止することができるものとします。

3 お客様の取引について、ご本人以外の第三者が行っていると当社が判断した場合は、当社は直ちにお客様の本取引の利用を制限、禁止することができるものとします。

4 お客様が海外に居住されていると当社が判断した場合、または当社がお客様と連絡が取れなくなったと判断した場合、あるいはお客様が死亡したことを当社が確認した場合、または意思能力を失ってその回復の見込みがないと当社が判断するに相応な事実が判明した場合には、当社は直ちにお客様の本取引の利用を制限、禁止することができるものとします。

5 お客様、お客様の代理人およびお客様の関係者等が暴力団員、暴力団関係者、または総会屋等の社会的公益に反する者

であると当社が判断し当社が解約を申し出た場合、当社は直ちにお客様の本取引の利用を制限、禁止することができるものとします。

6 お客様が当社所定の手続きにて当社へ本取引口座の解約を申出た場合は、当社が解約を受付けた時点でお客様の本取引の利用を停止いたします。ただしお客様の本取引に係る未決済の建玉が残存する場合はこの限りではありません。

7 第34条に定める本規定の変更にお客様が同意しない時、当社は直ちにお客様の本取引の利用を制限、禁止することができるものとします。

8 前各項以外でも、当社の判断によりお客様の本取引の利用を制限、禁止する場合があります。

9 当社がお客様の本取引の利用を禁止した場合、お客様は、直ちに期限の利益を喪失し、その時点の当社に対する一切の債務を弁済します。

10 前項によりお客様が期限の利益を喪失した場合、第17条の規定を準用するものとします。

第20条(充当の指定)

債務の弁済を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは当社が定める順序方法により充当ができるものとします。

第21条(遅延損害金の支払い)

お客様は、本取引に係る当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日より履行日まで、大阪証券取引所の定める率および計算方法による遅延損害金を支払うことに異議のないものとします。

第22条(決済条件の変更)

お客様は、天災地変、経済状況の激変、その他やむを得ない事由に基づいて、取引所または当社が本取引に係る決済条件の変更を行った場合には、その措置に従うものとします。

第23条(債権譲渡等の禁止)

お客様が当社に対して有する本取引に係る債権について、お客様はこれをほかに譲渡または質入、その他処分をしないものとします。

第24条(公租公課)

お客様は、本取引に係る公租公課をお客様自身の負担により支払うものとします。

第25条(利息その他の対価)

当社は本取引に関し、お客様が当社に証拠金として差入れる金銭、本取引により生じたお客様の決済損益額またはその他の金銭には、利息その他の対価をつけないものとします。

第26条(報告)

お客様は、第17条第1項各号および同条第2項各号いずれかの事由が生じた場合には、当社に対して直ちに書面をもってその旨を報告するものとします。

第27条(届出事項の変更届)

お客様が当社に届け出た氏名、住所その他の事項に変更があったときは、直ちに当社に対し書面または当社が指定した方法をもって届出を行うものとします。

第28条(政府機関等への報告等)

お客様は、当社が日本国の法令等に基づき要求される場合には、お客様に係る本取引の内容その他を、日本国等政府機関宛に報告することに異議のないものとします。この場合お客様は、当社の指示に応じて係る報告書その他の書類(電磁的記録を含

みます。次項において同じ)作成に協力するものとします。

2 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生した一切の損害については、当社は免責されるものとします。

第29条(免責事項)

次に掲げる各号を含め、当社の故意または重過失によらずしてお客様または第三者に発生した損害または費用(以下、本条において「損害等」といいます)については、当社はその責を負わないものとします。

(1) 天災地変、戦争、政変、同盟罷業、外国為替市場の混乱等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、金銭の授受が遅延または不可能になったことにより生じた損害等。

(2) 外国為替市場の閉鎖もしくは規則の変更等の事由により、あるいは、国内の休日または当社の取扱時間外であるために、お客様の本取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損害等。

(3) 電信、郵便またはインターネットの誤発信、誤謬、遅延等当社の責めに帰することのできない事由により生じた損害等。

(4) お客様および当社ならびに取引所のそれぞれを結ぶすべてを含む通信回線およびシステム機器について、以下の事由により、注文が発注されないまたは誤発注されることにより生じるお客様の損害等。

(a) 当社の故意によらない通信回線およびシステム機器の瑕疵または障害もしくは第三者の妨害による情報伝達の遅延、不能または誤作動等。

(b) 天災地変その他やむを得ない事由による通信回線およびシステム機器の瑕疵または障害。

(5) 本取引における取引の速度および回線の混雑等を事由とした損害等。

(6) お客様のログインID、パスワード等につき、お客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を当社が確認して行われた取引により生じた損害等。

(7) その事由の如何を問わず、お客様のパスワード等または取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害等。

2 当社に登録されているお客様のログインID、パスワード等と、お客様が入力されたログインID、パスワード等が一致しなかったために取引が行えなかったことにより生じた損害等。

3 本取引に関し提供する情報および付帯するサービス情報の誤謬、伝達遅延、欠落および中断により生じた損害等。

4 お客様が本規定もしくは本取引の内容または取引方法について誤解または理解不足であったことにより生じた損害等。

5 取引価格に誤りがあり、それにより取引が約定した場合の修正処理により生じた損害等。

6 やむを得ない事由により、当社が本取引に係るサービスを停止し、または中止したことにより生じた損害等。

第30条(通知の効力)

お客様が当社に届け出た住所もしくは電子メールアドレスあてに、当社よりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により延着し、または到達しなかった場合においては、通常到達すべきときに到達したものとします。

第31条(提供情報等の利用)

お客様は、本取引の過程で当社を通じて取得したデータ、ニュース等の情報(これを複製または複製したものを含みます)を、お客様の本取引の目的のみに利用するものとし、営利目的の利用はもちろん、第三者へ提供する目的であるか否かを問わず、加工、再配信および転載等を行ってはならないものとします。

第32条(準拠法・合意管轄)

1. 本規定の準拠法は日本法とします。

2. お客様と当社との間で本取引に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第33条(サービス内容の変更)

当社は、事前の通知をもって本取引に関するサービスの内容を変更することができるものとします。また、合理的事由をもってサービスの一部若しくは全てを終了することができるものとします。

第34条(規定の変更)

当社は、法令の変更または監督官庁の指示、その他当社が必要と判断したときに本規定を変更することができます。この場合、当社はその変更事項をウェブサイトに掲示する等、当社が定める方法によりお知らせします。

2 本規定の変更の内容が、お客様の従来の権利を制限する、またはお客様に新たな義務を課すものであるときにおいて、所定の期日までにお客様から異議の申出がない場合は、お客様が規定の変更に同意したものとみなします。

以上

平成 22 年 3 月